

大型児童館の整備について

令和8年6月

目次

01

児童館の概要

02

本県の児童館の現状

03

大型児童館整備の趣旨

04

大型児童館の機能・役割

05

大型児童館の整備スケジュール

1 児童館の概要

児童館とは

- 児童館は、**18歳未満のすべての子どもを対象**とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、**子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設**
- 児童館は**唯一子どもが自ら選んで行くことができる児童福祉施設**であり、**子どもが有する権利を保障する施設**

児童館の特性

01

拠点性

- ・子どもが**自らの意思で利用**でき、自由に遊んだりくつろいだり、**年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごす**ことができる。
- ・**児童厚生員がいる**ことによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

02

多機能性

- ・子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、**子どものあらゆる課題に直接関わる**ことができる。
- ・これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて**関係機関に橋渡し**することができる。

03

地域性

- ・地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができる。
- ・地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、**地域における子どもの健全育成の環境づくり**を進めることができる。

児童館の種別

- ・ 児童館の多くは、主に幼児・低学年を対象とする「小型児童館」又は「児童センター」に分類される。
- ・ 都道府県が設置できる「**大型児童館**」は**全国に18か所設置**されている。

	小型児童館	児童センター	大型児童館	
			A型	B型
機能特徴	児童に遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにする	小型児童館機能 + 体力増進指導機能 年長児童育成機能	児童センター機能 + <u>県内児童館の指導及び 連絡調整等の中核機能</u>	児童センター機能 + <u>自然の中で宿泊や 野外活動が行える機能</u>
対 象	18歳未満のすべての児童	18歳未満のすべての児童	18歳未満のすべての児童	18歳未満のすべての児童
	<u>小地域の児童 (特に低学年や留守児童)</u>	<u>運動に欠ける幼児・低学年を 優先</u>	<u>広域の児童</u>	<u>広域の児童</u>
設置運営	市区町村、社会福祉法人 等	市区町村、社会福祉法人 等	<u>都道府県</u> (運営委託可)	<u>都道府県</u> 、市区町村、 社会福祉法人 等
全国設置数 <small>(R6社会福祉等調査 (厚生労働省))</small>	2,404か所	1,707か所	15か所	3か所

児童館の基本的な機能・役割（「児童館ガイドライン」（こども家庭庁）参考）

小型児童館・児童センター	大型児童館
<p>《機能・役割》</p> <ul style="list-style-type: none">・遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進・子どもの安定した日常の生活の支援・子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応・子育て家庭への支援・子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進 <p>※機能・役割を具体化する主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none">・遊びによる子どもの育成・子どもの居場所の提供・子どもの権利や意見を尊重した活動の実施・配慮を必要とする子どもへの対応・子育て支援の実施・地域の健全育成の環境づくり・ボランティア等の育成と活動支援・放課後児童クラブの実施と連携	<p>《機能・役割》</p> <ul style="list-style-type: none">○基本機能（小型児童館・児童センターの機能・役割）○県内児童館の連絡調整・支援<ul style="list-style-type: none">・情報把握、相互連携による機能性の向上・運営等の指導、児童厚生員・ボランティアの育成・連絡協議会等事務局の設置・館長や児童厚生員等職員研修の実施・広報誌発行等による児童館活動の啓発・地域組織活動の連絡調整、事務局等設置・全国的な研修等への参加、情報交換○広域的・専門的健全育成活動の展開<ul style="list-style-type: none">・各種遊びのプログラムの開発・普及・児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、啓発等（移動児童館）・地域の特色を生かした資料等の公開・貸出用の優良児童福祉文化財の保有・子ども向け演劇等、鑑賞体験の実施・災害発生時における県内児童館への支援

児童館の必要性

→ 子どもを取り巻く環境の変化により子どもが抱える課題が多様化・複雑化

少子化

核家族化

共働き世帯の増加

地域のつながりの希薄化

✔ 遊び場不足（交流機会の減少）

✔ 子どもの居場所不足

✔ 体験格差

✔ 教育格差

✔ 不登校

✔ インターネット・SNS依存 等

児童館が持つ役割への期待が高まっている

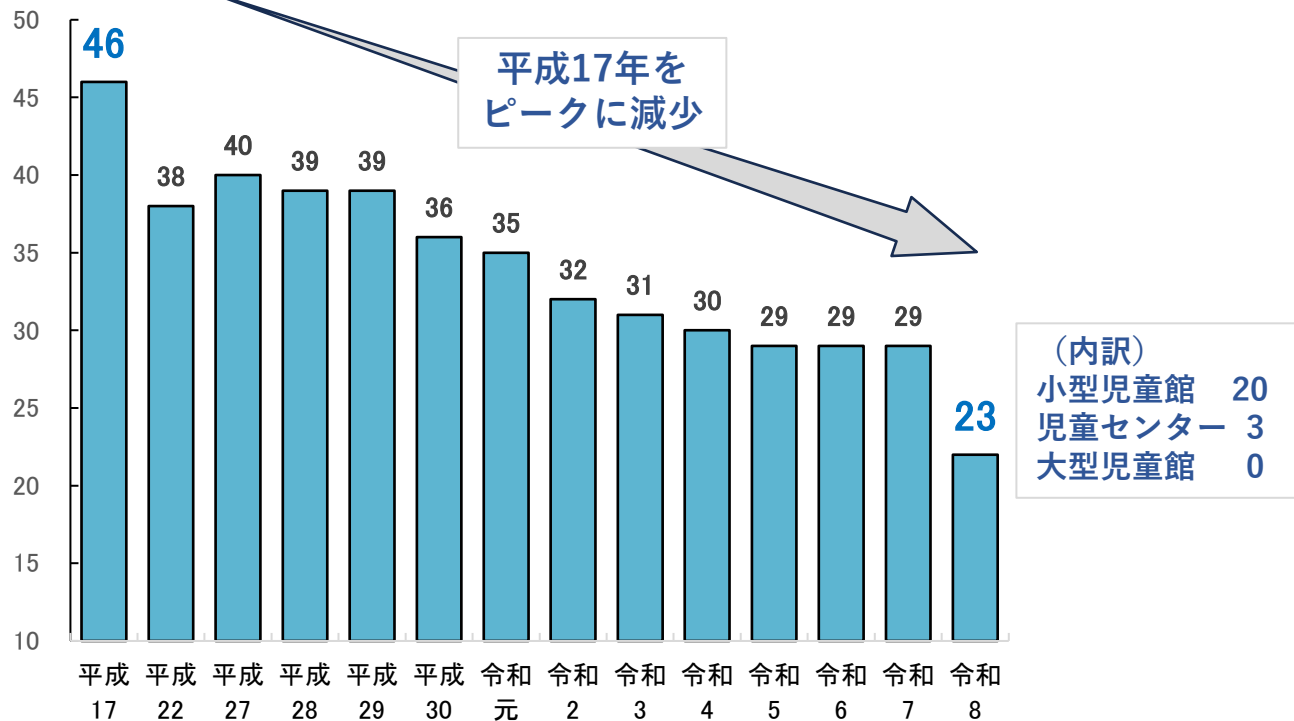
※令和6年12月に改正された「児童館ガイドライン」（こども家庭庁）では、児童館において展開される遊びにより、**子どもの気持ちや、その中にある課題等を表現しやすくする環境をつくること**ができると考えられること、**児童館は子どもの居場所づくりにおけるコーディネーターとしての役割が期待されること**等が新たに明記された。

2 本県の児童館の現状

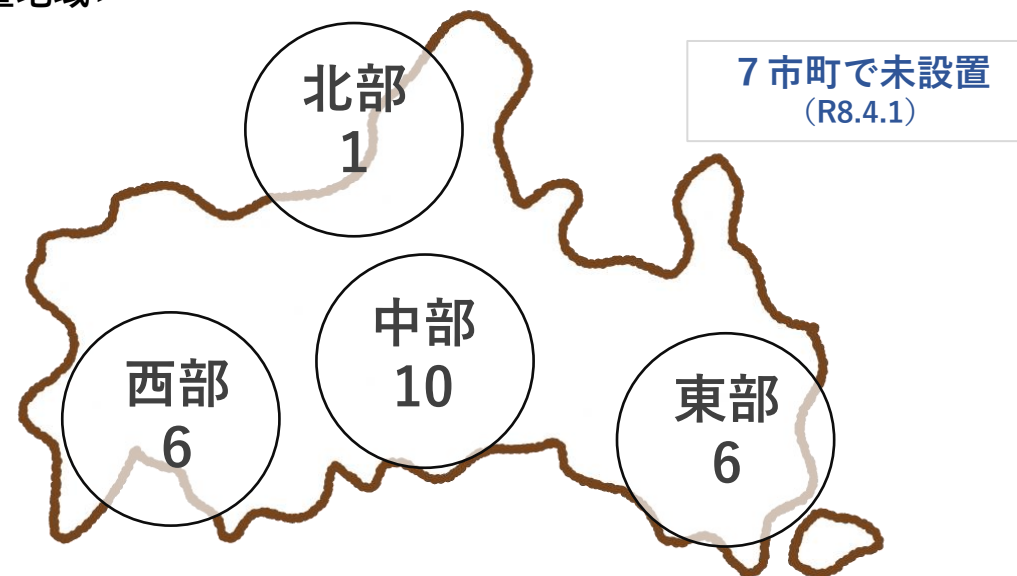
県内市町等の児童館の設置状況

- ・ 小型児童館20か所、児童センター3か所、計23か所設置（令和8年4月時点）
- ・ 児童館の数は年々減少し、地域も偏在

< 県内児童館の数 >



< 設置地域 >



- ・ 東部 6 (岩国市 2 周防大島町 1 平生町 1、下松市 1 光市 1)
- ・ 中部 10 (山口市 5 防府市 4 美祢市 1)
- ・ 西部 6 (下関市 4 宇部市 1 山陽小野田市 1)
- ・ 北部 1 (萩市 1)

(社会福祉等調査(厚生労働省)及び山口県調べ)

(社会福祉等調査(厚生労働省)及び山口県調べ)

山口県児童センターの状況

山口県児童センター



場 所	山口県山口市維新公園4丁目5-1（維新百年記念公園内）
開設時期	昭和56年（1981年）7月25日
施設概要	鉄筋コンクリート造一部2階建 敷地面積 11,673 m ² 建物延床面積2,263m ²
所有状況	建物：社会福祉法人山口県社会福祉事業団 土地：県 ※事業団へ貸付
職員配置	館長、児童厚生員2名、主事、嘱託・非常勤職員6名(R6)

- 昭和56年に社会福祉法人山口県社会福祉事業団が山口県児童センターを建設。
- 山口県児童センターは、各児童館館長や児童厚生員等を対象とした研修を行うなど、長年にわたって、県内児童館の連絡調整・支援を行っており、**実質的に県の「大型児童館」としての役割**を果たしてきた。
- こうした中、山口県児童センターの建物は、**完成後約45年が経過し老朽化が顕著**となりつつある。
- 設置後15年が経過した屋外の大型遊具も経年劣化による破損が複数個所に及び、一部は使用停止中となっている。

参考：山口県児童センターの概要

<主な機能>

- 発達段階に沿った遊びや創作活動の体験、プラネタリウムや各種遊具の活用等を通しての児童の健全育成
- 運動、遊びを通じた体力増進
- 子育て交流の場の提供、相談活動等による子育て家庭への支援
- 児童健全育成関係者の研修、児童館活動に関する情報収集と提供
- 母親クラブ、地域団体等の活動支援

(取組例)

- ・ 乳幼児親子を対象とした定例のプログラムのほか、「遊ぶ」「観る」「聴く」「創る」「集う」「学ぶ」をテーマとした各種プログラムを実施。
(R6：111回開催)
- ・ **放課後児童 健全育成関係職員研修** (R6年：4回開催)や、山口県児童館連絡協議会主催の研修会を開催

<主な設備>

プラネタリウム室、大ホール、小ホール、工作室、遊戯室・図書室、体育室、屋外遊具



大型プラネタリウム

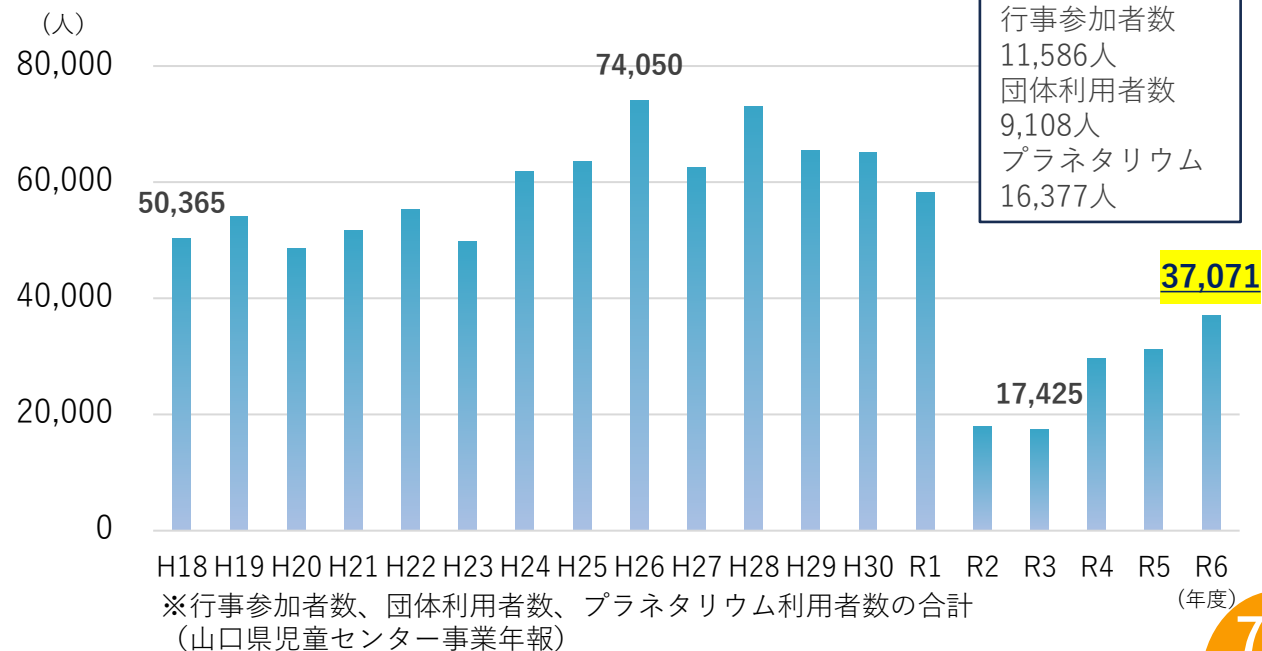


大型遊具のある「夢ひろば」



大ホール

<来館者数の推移>



3 大型児童館整備の趣旨

現状・課題

- ・ 児童館の役割に期待が高まる一方、県内市町等の**児童館の数は年々減少し、地域も偏在**している。
- ・ 県内市町等の小型児童館及び児童センターは、**主に幼児・低学年を対象に日常的な遊びの提供を中心に行っており、中高生等への支援や、高度な体験機会の提供は限定的**である。
- ・ 子どもが抱える課題は多様化・複雑化しており、**子ども・子育て支援機関単体での支援だけでは限界**がある。
- ・ **実質的に県の大型児童館として機能している山口県児童センターが老朽化し、機能の低下が懸念**される。

大型児童館を整備する理由・目的

- 県内すべての子どもたちに公平に機会が与えられ、健全な育成を支援していくためには、**県内児童館の中核機能を担う総合的・広域的な拠点を整備し、各児童館等と連携・接続の上、幅広い年齢を対象として、遊びや居場所の提供等の機能強化を図るとともに、非日常的で高度な体験機会を提供していく必要がある。**
また、**児童館のない地域の子どもたちにもそうした機会を提供**していくことが求められる。
- 子ども一人ひとりの課題やニーズに対応した支援活動を充実させていくためには、**子ども・子育て支援機関の全県的な連携基盤の形成が必要**である。
- 山口県児童センターが、**大型児童館が担うべき役割を果たしている**ことを踏まえ、その運営について県がこれまで支援を行ってきたことから、**同センターの機能の維持・強化に当たっては、県がその責務を担っていく必要がある。**

4 大型児童館の機能・役割

県が新たに整備する大型児童館の機能・役割（イメージ）



○ 県内児童館の中核機能を担う総合的・広域的な拠点

各種遊びのプログラムの開発・普及や共同事業等を通じ、地域の児童館や関係機関の機能強化を図る総合的・広域的な拠点として機能する。



○ 子ども・子育て支援の連携拠点

子ども・子育て支援団体間の情報交換や支援をつなぐ場となるほか、支援情報の発信を行うなど、本県における子ども・子育て支援の総合的な拠点として機能する。



○ 「こどもまんなか」にした異年齢・多世代交流の場

多様な年齢・背景の子どもが交流できる場や多世代交流できる場を、障害児等にも配慮しながら提供するとともに、とりわけ中高生が安心して過ごし、仲間づくりや活動・挑戦ができる居場所を提供する。



○ 非日常的な遊び・体験・学びの機会の提供

大型児童館ならではの大規模な設備による遊びを天候に関係なく提供するほか、文化芸術や科学、デジタル等に触れる機会を創出することで、子どもの新たな興味や可能性を引き出す。

※大型児童館の機能・役割の検討と合わせて、具体的な設備等についても今後検討

<参考：国のガイドライン※を基にした設備例>

必須の設備

- ・ 集会室
- ・ 遊戯室
- ・ 図書室
- ・ 相談室
- ・ 創作活動室
- ・ 運動遊び用の器材



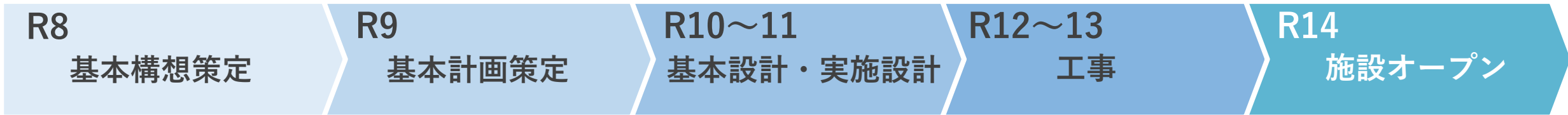
必要に応じて設ける設備

- ・ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具
- ・ 中高校生世代の文化活動、芸術活動スペース（スタジオ、アトリエ）
- ・ トレーニング室
- ・ 演劇、コンサート等多目的ホール
- ・ 歴史、産業、文化等に係る展示室
- ・ 移動型児童館車両
- ・ 研修室

※「児童館ガイドライン」、「児童館の設置運営要綱」（平成2年厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」）

5 大型児童館の整備スケジュール

想定スケジュール



※建設地については、基本構想の中で具体化

令和8年度のスケジュール

時期	内 容	
6月	第1回基本構想検討委員会	・ 概要説明 ・ 大型児童館の機能・役割の検討
8月	第2回基本構想検討委員会	・ 大型児童館の機能・役割、建設地の検討
11月	第3回基本構想検討委員会	・ <u>基本構想素案</u> のとりまとめ
12月	パブリックコメントの実施	
2月	第4回基本構想検討委員会	・ <u>基本構想最終案</u> のとりまとめ
3月	基本構想策定・公表	